

平成 24 年

第 3 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 24 年 8 月 20 日

閉 会 平成 24 年 8 月 20 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

平成24年第3回大津町議会臨時会会議録

平成24年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成24年8月20日(月曜日)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---|---------|-------------------------|-------|-------|---------|-----------------------------|---------|---------|---------|---|---------|---------|---------|-------|---------|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|---------|---------------|---------|-------------------|---------|---------------|---------|--|--|---------------|---------|--|--|
| 出席議員 | 1 番 金 田 俊 二 2 番 府 内 隆 博 3 番 吉 永 弘 則 4 番 源 川 貞 夫 6 番 大 塚 龍 一 郎 7 番 新 開 則 明 8 番 月 尾 純 一 朗 9 番 坂 本 典 光 10 番 石 原 大 成 11 番 手 嶋 靖 隆 12 番 永 田 和 彦 13 番 松 永 幸 久 14 番 宇 野 光 廣 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 大 田 黒 英 生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席議員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家 入 勲</td> <td>会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長</td> <td>徳 永 太</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>徳 永 保 則</td> <td>総 務 部 長 兼 ね て 総 務 課 行 政 係 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>岩 尾 昭 徳</td> <td>企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 政 推 進 係 長</td> <td>白 石 浩 範</td> </tr> <tr> <td>福 祉 部 長</td> <td>中 尾 精 一</td> <td>教 育 長</td> <td>那 須 雪 子</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長</td> <td>中 山 誠 也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>松 永 高 春</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>西 本 昇 二</td> <td>教 育 部 学 校 教 育 課 長</td> <td>中 村 克 則</td> </tr> <tr> <td>子 育 て 支 援 課 長</td> <td>松 永 高 春</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>松 岡 秀 雄</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長</td> <td>田 中 令 児</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企 画 部 企 画 課 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 町 長 | 家 入 勲 | 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 | 徳 永 太 | 副 町 長 | 徳 永 保 則 | 総 務 部 長 兼 ね て 総 務 課 行 政 係 長 | 藤 本 聖 二 | 総 務 部 長 | 岩 尾 昭 徳 | 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 政 推 進 係 長 | 白 石 浩 範 | 福 祉 部 長 | 中 尾 精 一 | 教 育 長 | 那 須 雪 子 | 土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 | 中 山 誠 也 | 教 育 部 長 | 松 永 高 春 | 経 済 部 長 | 西 本 昇 二 | 教 育 部 学 校 教 育 課 長 | 中 村 克 則 | 子 育 て 支 援 課 長 | 松 永 高 春 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 松 岡 秀 雄 | 総 務 部 総 務 課 長 | 田 中 令 児 | | | 企 画 部 企 画 課 長 | 杉 水 辰 則 | | |
| 町 長 | 家 入 勲 | 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 | 徳 永 太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 町 長 | 徳 永 保 則 | 総 務 部 長 兼 ね て 総 務 課 行 政 係 長 | 藤 本 聖 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 長 | 岩 尾 昭 徳 | 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 兼 ね て 行 政 推 進 係 長 | 白 石 浩 範 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福 祉 部 長 | 中 尾 精 一 | 教 育 長 | 那 須 雪 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 | 中 山 誠 也 | 教 育 部 長 | 松 永 高 春 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 済 部 長 | 西 本 昇 二 | 教 育 部 学 校 教 育 課 長 | 中 村 克 則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 松 永 高 春 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 松 岡 秀 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 田 中 令 児 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企 画 部 企 画 課 長 | 杉 水 辰 則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|--|
| 承認第 5号 | 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成24年度大津町一般会計補正予算(第3号)) |
| 議案第47号 | 平成24年度大津町一般会計補正予算(第4号)について |
| 議案第48号 | 美咲野小学校プール・付属棟建設工事(建築)請負契約の締結について |
| 議案第49号 | 美咲野小学校2次造成1期工事請負契約の締結について |
| 議案第50号 | 美咲野小学校備品(家具類)購入について |

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 4 年 8 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号))

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 5 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 4 8 号 美咲野小学校プール・附属棟建設工事 (建築) 請負契約の締結
について

日程第 7 議案第 4 9 号 美咲野小学校 2 次造成 1 期工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第 5 0 号 美咲野小学校備品 (家具類) 購入について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 8 分 開会

開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 4 年 3 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定によって、1 4 番宇野光廣君、1 5 番荒木俊彦君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大田黒英生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

次に、去る7月28日に鈴木ムツヨ文教厚生常任委員長が急逝されました。この際、故鈴木ムツヨ文教厚生常任委員長に対し、議会として弔意を表すため、月尾純一郎君から追悼の辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 追悼の言葉。故大津町議会文教厚生常任委員長、鈴木ムツヨさんの御霊に、議会を代表して慎んで哀悼の誠を捧げます。鈴木さんは、今年初めからご自身の病のことを知っておられたにも関わらず、私たち議員や職員にはみじんもそのことを明かさず、3月議会も委員長としての職をまっとうされ、5月には議会活性化特別委員会の研修にも毅然として参加されました。5月末には、入院されましたので、今となってはこの研修が鈴木さんとお会いする最後の機会となってしまいました。7月29日朝、議会事務局より鈴木委員長が昨夜亡くなられましたとの一報を受けたときは、あまりにも突然の不幸に言葉を失い、ただ呆然と立ち尽くすことしかできませんでした。今なおその真実を受け入れることができません。鈴木ムツヨさんは、平成17年2月の町議選に当選され、大津町としては初の女性議員として内外の期待を一身に受け、見事に活躍をしてくられました。平成21年には、2期連続の当選を果たされ、文教厚生常任委員会の副委員長に就任されました。また、平成23年からは同委員長として手腕を発揮してくられました。持ち前の積極性と抜群の行動力、そして自分が納得いかないことはめがねを指で押し上げながらとことん質問をしていかれる、そんな姿を忘れることができません。他の自治体の女性議員とも交流をされ、女性の目線で町政の発展、議会の活性化に多大な貢献をしてくられました。教育問題や福祉問題、男女共同参画社会の形成問題など、活躍の舞台は枚挙に暇がありません。毎回の議会では、必ず一般質問もされ、個人での議会だよりも発行してくられました。さらに、ボランティア活動やNPO活動などにも中心的な立場で取り組んでこられました。今、様々な教育問題や福祉問題をはじめとする政治課題を抱え、まちづくりの最も大切なこのときに、あなたのような議員を失ったことは残念でなりません。願わくば、次の議員選挙であなたのご意思を受け継いだ第二、第三の女性議員が登場されますことを心から待ちたいと思います。私たちも、あなたのご偉業を継承し、大津町議会のより一層の活性化と大津町の発展のために切磋琢磨しながら全力で活動を続けてまいる覚悟でございます。鈴木ムツヨさんの安らかなお眠りをお祈りいたしまして、追悼の言葉とさせていただきます。

平成24年8月20日、大津町議会副議長、月尾純一郎。

○議長（大田黒英生君） 鈴木文教厚生常任委員長の遺影に向かい、1分間の黙祷を行いたいと思います。ご起立ください。

黙祷。

(黙祷)

○議 長(大田黒英生君) 黙祷を終わります。ご着席ください。

しばらく休憩いたします。10分から開会したいと思います。

午前10時04分 休憩

△

午前10時06分 再開

○議 長(大田黒英生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 承認第5号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(平成24年度大津町一般会計補正予算(第3号))

上程、提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長(大田黒英生君) 日程第4 承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成24年度大津町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(大田黒英生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。

先の28日に急逝されました大津町議会鈴木ムツヨ議員の追悼の言葉を、今、月尾議員のほうから述べられておりますように、私たちもご冥福をお祈りしながら、町政運営に携わるものとして、鈴木議員の意思をしっかりと引き継ぎ、町政の発展のために努力をしまいる所存でございます。鈴木議員の安らかなお眠りを心からお祈り申し上げます。

さて、7月の12日に発生しました九州北部豪雨災害におきまして、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

気象庁の発表によりますと、これまでに経験したことがないような大雨が降り、大津町におきましても、白川、平川、矢護川などが氾濫し、中島区、阿原目地区、真木地区の一部に避難勧告をしたところでした。そのような中、家屋の流出や住宅の床上、床下浸水による被害をはじめ、農地の流出など、甚大な被害が発生しております。また、橋や道路の決壊、陥没により、住民の皆さん方の生活にも多くの支障をきたしている状況であります。町といたしまして、1日も早い復旧に向けて全庁を挙げて取り組んでいるところであります。議会をはじめ町民の皆さん方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成24年度大津町一般会計補正予算（第3号））につきましては、今回の補正は7月の12日に発生しました九州北部豪雨災害において被災されました方への災害被災者見舞金及び災害復旧測量設計業務委託に関わるものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6千753万7千円としたものでございます。承認第5号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。

承認第5号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、このたびの九州北部豪雨災害により緊急に対応すべき事業に係るもので、急施を要したため7月30日付けで専決処分した予算を報告し、議会のご承認をお願いするものであります。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて別紙補正予算の概要と説明資料をご参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、予算の総額を103億6千753万7千円としたものです。

歳入からご説明いたします。11ページをお願いいたします。款18、項2、目6財政調整基金繰入金です。今回の補正に伴う財源として5千万円を繰り入れています。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。款3、項3、目1災害救助費です。家屋の倒壊や浸水等に対する災害被災者見舞金です。款11、項1、目2林業用施設災害復旧費及び項2、目1公共土木施設災害復旧費は、林道や河川、道路等の災害復旧の測量設計業務に係るものです。款13予備費で財源調整をいたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 災害被災者見舞金ですね、見舞金の規準については、町の要綱で決められた規準であると思いますが、説明の中で町要綱について全く触れておられませんでしたので、町要綱どおりの規準で査定がなされたのかどうか。

また、被災に遭われた方々に対しては、各種の税の減免等が、この予算には出てまいりませんが、

その被災者の皆さん方に対して税の減免等はきちんとフォローがなされているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。荒木議員の質問に対してお答えをいたします。

今回の見舞金の要綱の内容で、今回計上させていただいておりますが、お手元の資料で説明をさせていただきたいと思います。災害見舞金のほうの資料をご参照いただきたいというふうに思います。今回、1で見舞金の支給対象及び被害の程度ということでそこに示しております。流出、全壊、そこに書いておりますが、1軒今回流出をされております。それから、全壊ということで、こちらのほうについても1戸全壊ということで対象にさせていただいております。半壊につきまして、それから住宅における床上浸水につきましては、総務部税務課の固定資産税担当の職員、それから福祉系の職員と一緒に調査にまいりまして、そこに書いてありますとおりのもので確認をさせていただいております。2の見舞金対象件数及び金額ということで、そこに件数及び単価、金額を説明させていただいております。今回、流出につきましては住家1軒、被住家2軒ということで、計3軒の40万円。全壊が1軒、被住家で7軒、計8軒の90万円。半壊ということで住家17軒、被住家7軒、賃借人2軒ということで26軒の計215万円と計上させていただいております。床上浸水が住家15軒の30万円ということで、家屋につきまして合計52軒の計上をさせていただいております。それから負傷ということで、北部の馬場区の方が避難される場合に負傷を負われたということで1件ということで、今回総合計378万円の見舞金を支給させていただくということで承認を求めているものでございますが、税のほうの担当と一緒に調査ということでございますので、減免条例のほうで、そこに書いております対象ということで今回させていただいております。総務部、それから福祉部、同じ対象ということで今回はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質問の中で、災害の減免に関することでございますけれども、ただいま中尾福祉部長のほうからご説明ございましたけれども、資料の見舞金支給関係の中で、全壊、半壊、それから床上関係における住宅の被害等につきましては、ここに記載しておりますような形で事前に調査をいたしまして、災害減免の対応をするようにいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 被災者の漏れは、多分ないのかとは思いますが、併せて被災された方がきちんと減免を受けられるようにフォローアップを引き続きお願いをしたいのと、説明する際ですね、災害見舞金の要綱によって、一覧表がいろいろ出ていますけど、要綱については全く触れていません。要綱を調べれば済むことでありますけれども、我々議会としてですね、その要綱の規準によるという説明が必要ではなかったかということ指摘して終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成24年度大津町一般会計補正予算（第3号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第47号 平成24年度大津町一般会計補正予算（第4号）について

上程、提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大田黒英生君） 日程第5 議案第47号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まずもって提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

次に、議案第47号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は九州北部豪雨災害において被災されました方への農業災害見舞金及び災害復旧工事に関わるものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6千44万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2千798万2千円としたものでございます。議案第47号につきましては補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第47号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。併せまして、補正予算の概要をご参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に3億6千44万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億2千798万2千円とするものです。

第2条で、地方債の補正を記載のとおりといたしています。今回の補正の主なものは、このたびの九州北部豪雨災害に伴い、速やかに対応すべき事業に係るもので、被災施設の災害復旧費などであります。

8ページをお願いいたします。第2表、地方債追加の補正です。すべて災害復旧事業債で林業用施設補助及び公共土木施設の単独分が追加になります。農業用施設補助分と公共土木施設補助分につきましては、変更になります。

歳出からご説明いたします。15ページをお開きをお願いいたします。款4、項1、目2予防費は、被災した家屋の消毒薬ほかの購入であります。項2、目1清掃総務費は、現在仮置きしています災害廃棄物の処理業務委託に係るもので、2分の1の補助になります。款6、項1、目5農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル岩戸の里の災害復旧のための調査委託です。

16ページをお願いいたします。項3、目1災害救助費は、農業災害見舞金に係るものです。款7、項1、目1商工総務費は、商工業者への災害見舞金です。款9、項1消防費は、出勤に伴う時間外勤務手当と、土嚢袋などの購入です。

17ページをお願いいたします。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費及び目2林業用施設災害復旧費、18ページの項2、目1公共土木施設災害復旧費は、それぞれの災害の復旧事業に係るものであります。

19ページの款13予備費で、今回の補正に係る財源を調整させていただいております。

次に、歳入をご説明いたします。12ページをお願いいたします。款14、項1、目2災害復旧国庫負担金は、公共土木施設の災害復旧に伴うものです。目5災害復旧費国庫補助金は、現在仮置きしています災害廃棄物の処理に係る補助です。款15、項1、目3衛生費県負担金は、被災した家屋の消毒薬の購入に係るものです。

13ページをお願いいたします。項2、目8災害復旧費県補助金は、それぞれの施設の災害復旧に係る補助です。款18、項2、目6財政調整基金は、今回の補正に伴う財源として繰り入れをいたしております。

14ページをお願いいたします。款21、項1、目5災害復旧債は、各施設の災害復旧に伴うものです。

20ページをお願いいたします。給与費明細書です。今回の災害に伴う時間外勤務手当関係であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。1点だけ質疑いたします。

20ページ、21ページ、ここで時間外勤務手当800万円弱出ておりますが、この点について、この800万円、この公務員の人件費ですけれども、今回の災害はかなり多くの方がボランティアとしているなどところで活躍されておりますので、公務とボランティアでできる部分、そういったものは公務員としてもあるのかなど。きちんとその線引きができていますのかなと思いますので、ボランティアではなくて公務としてきちんと査定された人件費なのかどうか。多くの方のボランティアというものは、もちろん手弁当で、無料で働いておられるというものを考えますれば、やはりそういった姿勢というものがあべきで、もちろんそこにはきちんとした線引きというものが必要だと考えます。この線引きについてきちんとできているかどうか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまご指摘いただきました内容についてでございますけれども、今回は7月の12日からの豪雨という形で、それぞれ防災計画、また水防体制によりまして、班体制に基づきまして全員出動の下に公務として対応させていただいております。その後も、随時雨が落ち着くまで、それぞれ時間内、また時間外という形でそれぞれの役割を果たして、今回対応に当たってきたものでございます。ただご指摘いただいておりますように、やはり多くの方がボランティアでやっぱり対応していただいているところでございますので、またそういった支援センター関係も含めて、今後ボランティア関係の充実も含めて今後対応してまいりたいと思っておりますのでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 1点だけ質疑いたします。

16ページ、災害被災者見舞金、先ほど要綱の話等もございましたけれども、今回の、特に農災におきましては、補助によって農地の災害復旧、40万円以上については対応するという、そういう形になっていると思います。しかもそれは同一種の災害、例えば泥が流れたとか、そういった分について1件40万円分については対応しますよという内容になっているかと思えます。私のところにある農家の方がお見えになって、素朴な疑問を投げかけていただいたんですけども、災害見舞金というのは、そういった補助にかかわらず工事でできない部分について救いの手を延べるという趣旨じゃないかと、見舞金というのはそういうことじゃないかというふうに私なりに理解していますけれども、その中で要綱、見舞金積算一覧表という中にも明示してございますけれども、1,000平米以下は対象外と。上限については2反まで10万円ということで、私はこういうのは際限なくやろうとすれば際限なくなってしまうということで、上限についてはもう致し方ないだろうというふうに思いますけれども、中には八畝とか、五畝とか、そういった形で災害に遭われている方、その方も手作業でやるには非常にしんどい作業だというふうに思うところです。その方が言うには、1反というその規準がどういう形でできたのか疑問であるというようなことも言われておりました。私はそのときに、1反、千平米で5万円ということであれば、五畝であれば半分して2万5千円とかいう形で支出するということも考えられるんじゃないかというふうに思ったところです。見舞金というのはすべてを拾い上げ

ることはできませんけれども、見舞金の趣旨からして、そういった災害を受けた人ということに対して、気持ちなりとも出していくのが当然ではないかというふうに思うわけですが、その辺のところについて質疑したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 最初の見舞金等の流れで40万円という数字が出ておりますが、これはあくまでも災害復旧工事の事業費の規準でございます。見舞金というのは、これは要綱に平成11年のところで、支給要綱でこの今回の補正は上げさせてもらっておりますが、一つの面積の千平米以上ということが出ました。この千平米以上の中においては、これは例えば八畝とか四畝は、例えば該当しないんじゃないかなということでございますが、要綱でははっきりいって千平米以上なければ対象にしておりません。この概要の中で一覧表を見ていただきたいと思いますが、それぞれの地域での集約でございます、この一覧表がございます。この一覧表の中で、面積そのものは約50町から出ておりますが、実際に10アール、千平米以上の対象となりますと、かなり面積が少なくなってきております。その中で、だったら八畝とか四畝とか対象にならないんじゃないかなということですが、この要項からいきますと当然そのようになりますが、ただ同じ持ち主というか、耕作者の方が別な場所で遭われて、例えば八畝とか四畝とかある場合は、当然1反、千平米以上になりますので、それは対象にしておるところでございます。

それから、もう一つでございますけれども、規準そのものがそれぞれ疑問に思っておられる方がおられるということでございますが、確かに一方では出て、一方では見舞金が出ないんじゃないか。そうすると、これは限度が10万円になっておりますので、例えば3千平米とか4千平米、同じ耕作者の方が出られたとしても2千平米までしか対象にならないということでございます。そうした要綱の中において、いろいろ地元の農家の方々、それから区長さんたち等の打合せをしながら積算をさせていただいたところであります。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 言い忘れたんですけども、税については、すべての農地について対象となっている。こういった支出については千平米で切るというのは、どうも解せないという農家の方のご意見でした。確かに一理あるなって、税金、農地ですので、宅地とかそういった部分について比べれば、対象とは言えども少ない金額かもしれませんが、一つのその考え方として、税金を払っているという、その中で支出、こういった恩恵を預かるのは千平米で区切るというのはどうもおかしいという、その人のご意見でございました。なおかつ私が思うところは、今農地の荒廃について、農家の方、非常に神経使いながら、自分のところが荒れたらほかのところにも影響する、草の種がまきちらかしたらほかにも影響があるということで、神経使いながら自分の農地を守っているという状況がある中で、農家の人、零細な農家の人でも八畝だろうが、五畝だろうが、一生懸命耕作されているというのが現状じゃないかと思うわけです。そういったところも含めてですね、私自身は千平米未満についても何とか見舞金を出すべきだというふうに、意見になりましたけれども、最後に付け加えたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまの質疑がありました問題について、併せて質疑を行います。

こちらの農業災害見舞金も、町の要綱で決められていることです。条例ではありませんので、条例であれば、議会がそれを变えることも可能ですが、町が決定できる要綱でありますから、同僚議員から質疑がありましたように、千平米という枠を取り払えば、見舞金を支給することができるのではないんですか。そういう可能性はないんですか。お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 荒木議員の質問の中で、これが見舞金支給要綱の、これが11年10月3日に制定されております。これに基づいて予算計上をさせてもらったところです。この要綱が千平米以上ということでございますので、そのところで予算計上させていただきました。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この見舞金になぜ拘るかという、各行政区の区長さんから申請が上がっていると。それに対して千平米以下を切り捨てたら、25人の方、57筆ですかね、に見舞金は支給ということになっているようですが、じゃちょっと町の例規の方にちょっとお聞きしますが、この千平米以下という要綱が現在ございますが、この要綱を町が変更をして、この漏れた方々にも、大した金額じゃないですかね、多分57筆ですか、数十万円の世界だと思えますけど、要綱をこれからでも変えて支給をすることが可能か、不可能か、ちょっとお尋ねをします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 農地関係の災害の関係でございますけれども、見舞金と復旧支援金というか、その辺の関係があるようでございまして、大津町については見舞金の要綱で今やらせていただいておりますけれども、40万円以下の災害関連等に当たらない災害についての支援金というか、復旧支援については、今我々についても大変悩んでおるところでもあります。もちろん菊池市は見舞金ございませんけれども、復旧支援金、小規模関係の災害支援要綱をつくっておられるようでございますけれども、うちのほうの見舞金のほうが若干有利なようでございます、もらう人については。しかし今後については、この地域の災害、今後ともあり得ることでございますし、小規模災害も出てくるというようなことでございますので、今後については、そのような小規模災害等についても見舞金と併せながら検討をしていかなくちやならないというふうに考えておるところでございますので、今後については十分なる検討をしながら方向をしっかりと定めていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員ご質疑の要綱の改正でございますけれども、これにつきましては、改正の決定がされれば、その手続きをして改正は可能であります。その決定がなされれば、手続きを踏まえて改正することができます、可能でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君）　そういうことであれば、要するに1500万円の補正予算を組んでいるわけですから、残りの方々についても、財政には影響しない程度のお金です。見舞金というのは、町がその町民に対する気持ちの問題ですから、千平米で切らなくても、町がただいまの答えでは町が決定すれば可能であるということらしいですので、町長、そういう考えは全くございませんか、この残りの方、25人、57筆、金額もわずかであるけど、町の気持ちをその人たちにも届けるということを入れることはできないのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（大田黒英生君）　町長家入　勲君。

○町長（家入　勲君）　先ほどお話しましたように、十分な検討をしてやっていかなくてはならないというふうに思っております。自分でやりたいという人もおられるようでございます。しかし、肝心なのは、その例えば累積した流木や、あるいは廃土関係の砂、そういう場所をどこに置くかという、まずそちらのほうのほうも我々としては考えていかなくちやならない大きな課題もあるようでございますので、十分その辺を全体的、災害関連についての対応ができるような形をしっかりと検討をしながら、見舞金か、あるいはその災害支援のほうの要綱をつくるのかというような形については、今後十分またご相談を、検討をしていくというような状況でございますし、今回上げておる予算関連等以外にも、今後また上げなくてはならない予算が出てくるというふうに考えておりますので、今後十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第47号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君）　起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第6　議案第48号から日程第8　議案第50号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大田黒英生君）　日程第6　議案第48号、美咲野小学校プール・附属棟建設工事（建築）請負契約の締結についてから、日程第8　議案第50号、美咲野小学校備品（家具類）購入についてまでの3件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第48号から議案第50号までの3件は、会議規則第39条第2項の規定によっ

て、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第50号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました議案につきまして、議決いただきまして誠にありがとうございます。

続きまして、議案第48号、美咲野小学校プール・附属棟建設工事（建築）請負契約の締結について及び議案第49号、美咲野小学校2次造成1期工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は6月18日及び6月20日に条件付き一般競争入札の公告を行い、8月2日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第48号、美咲野小学校プール・附属棟建設工事（建築）請負契約の締結については、村上・鎌田建設工事共同企業体代表者、菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社代表取締役村上裕輝様と1億2千169万5千円で工事請負契約を、また議案第49号、美咲野小学校2次造成1期工事請負契約の締結については、（有）上田建設・（有）田中産業建設工事共同企業体代表者、菊池郡大津町大字陣内1164番地3、有限会社上田建設代表取締役上田康弘様と1億3千576万5千円で工事請負契約をそれぞれ締結したいと思うものでございます。

議案第48号及び議案第49号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号、美咲野小学校備品（家具類）購入についてでございますが、この物件は指名業者につきましては専門性や実績等を総合的に勘案し、8月2日に指名競争入札を実施し、入札の結果、菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂代表取締役大塚鷹之介様から4千84万5千円で購入契約を締結したいと思うものでございます。議案第50号は備品の購入でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第48号、美咲野小学校プール・附属棟建設工事（建築）請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案集は3ページから4ページ、説明資料は1ページから2ページになります。今回の工事請負契約案件は、美咲野小学校プール附属棟建設工事（建築）で、建設工事の種類としましては、建築一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、ご存じのとおり、大津町財務規則入札心得、その他関係規定等により、その業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き

処理要領で、公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定したしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に係る部分についてご説明を申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど教育部長からご説明をいたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は、建築一式になります。次に、格付け等、級等でございますけれども、その他の共同企業体の格付け構成を代表構成員、構成員が町格付けA、構成員2が町格付けB、またはCといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級に属する者の組み合わせが原則となっており、これに準じた格付けAと格付けBまたはCの組み合わせといたしました。また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2、共に大津町内に主たる営業所・本社を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は、平成14年度以降、元請けとして熊本県内において完成したRC造りの建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築・増築・改築または改修工事の施工実績を有すること。共同企業体への構成員としての実績は、出資比率が30%以上の者に限ることといたしております。また配置予定技術者に関する事項では、その資格要件として、①で先の施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること、原則として全行程に従事していることを要する者であります。②で、建築一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者として、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成24年6月18日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次の2ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明申し上げます。工事名は、美咲野小学校プール・付属棟建設工事建築です。工事内容については記載のとおりですが、詳細については後ほど教育部長からご説明いたします。本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った5社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、8月2日に入札参加者5社で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合と入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、村上・鎌田建設工事共同企業体代表者、大津町大字中島88番地、村上建設株式会社代表取締役村上裕輝様が1億2千169万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知したうちの翌日から平成25年1月31日までといたしております。なお、予定価格については、左下の欄に記載しております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第49号、美咲野小学校2次造成1期工事請負契約の締結についてご説明申し上げ

げます。議案集は5ページから6ページ、説明資料は5ページ、6ページになります。今回の工事請負契約案件は、美咲野小学校2次造成1期工事で、建設工事の種類としましては土木一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、先ほどの議案第48号でご説明させていただきました関係規定と同様に、大津町財務規則入札心得、その他関係規定等並びに大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づき、公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定しております中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に関係する部分についてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど教育部長からご説明をいたします。

説明資料の5ページでございます。まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は、土木一式になります。共同企業体の構成員数は2社といたしております。

次に、格付け・等級等でございますけれども、その共同企業体の格付け構成を代表構成員、構成員1が町格付けA、構成員2が町格付けBといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級に属する者の組み合わせが原則となっており、これに準じた格付けA、または格付けBの組み合わせといたしました。また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2、共に大津町内に主たる営業所・本社を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は、平成14年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式で請負金額が6千万円以上の施工実績を有すること。共同企業体への構成員としての実績は、出資比率が30%以上の者に限ることといたしております。また配置予定技術者に関する事項では、その資格要件として、①で先の施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること、原則として全行程に従事していることを要する者であります。②で、土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者として、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成24年6月20日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次の6ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、美咲野小学校2次造成1期工事です。工事内容については記載のとおりですが、詳細については後ほど教育部長からご説明いたします。本案件は共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った8社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、8月2日に入札参加者7社で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合と入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、(有)上田建設・(有)田中産業建設工事共同企業体代表者、菊池郡大津町大字陣内1164番地3、有限会社上田建設代表取締役上田康弘様が1億3千576万5千円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる

旨の意思表示を通知した日の翌日から平成25年3月12日までといたしております。なお、予定価格については、左下の欄に記載しております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第50号、美咲野小学校備品（家具類）購入についてご説明申し上げます。議案集は7ページから8ページ、説明資料は10ページになります。はじめに、私のほうから入札手続き及び結果についてご説明申し上げます。この備品の調達、美咲野小学校用に家具類を購入するものであり、家具類を取り扱う業者からの調達となります。入札の方法については、まず一般競争入札の実施を検討しましたが、一般競争入札では公告以外にホームページや西日本建設新聞により入札参加者を求めますが、備品ということで地元を含めた入札参加者が公告に気付かないケースが想定されること。また、指名することにより町内業者の受注機会の確保に配慮することができること。必要十分な数の業者が指名願いを提出していることなど、以上の理由により一般競争入札よりも指名競争入札による調達が町にとって有利であることから、今回の調達は指名競争入札による調達を行うことといたしました。業者の選定については、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく入札参加者名簿に登録された者のうちから県内に事業所があり、条件を勘案しながら、専門性や実績を備えた7社を選考し、8月2日に入札を実施いたしました。

それでは、説明資料の10ページ、備品購入の概要及び入札結果についてご説明させていただきます。備品名は、美咲野小学校備品（家具類）でございます。内容については、後ほど教育部長からご説明いたします。購入金額は4千84万5千円です。納期は、平成24年11月30日までといたしております。購入の相手方は、菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂代表取締役大塚鷹之介様でございます。指名業者につきましては、先ほどご説明いたしました方法で選考いたしました町内3社と県内に事業所を有する4社の合計7社を指名いたしております。指名業者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。なお、予定価格については、左下の欄に記載いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 議案第48号、美咲野小学校プール・付属棟建設工事について説明いたします。この工事は、美咲野小学校にプール及び屋外便所等の付属棟を新築するための建築本体工事です。なお、本事業に係る電気設備及び機械設備については、分離発注方式にて別途発注することとしています。また、この工事につきましては、平成23年度の繰越事業で屋外プール、平成24年度の当初事業で屋外環境・防災広場の2つの事業で国の認定を受けており、今回はその建築本体工事を行うものです。

説明資料の3ページをお願いします。今回建設するプール及び付属棟については、基本設計時に行いましたワークショップの意見に基づき、施設の配置は体育館の南、校舎南棟の東に建設します。説明資料の4ページをお願いします。プール及び付属棟の敷地面積は1309平米で、そこに大プール、小プール及び更衣室や機械室などのプール付属棟RC造平屋建てで170平米、それと防災資材倉庫

費及び屋外便所、屋外体育倉庫の屋外付属棟RC造平屋建て167.5平米の計337.5平米を建設します。大プールはFRP製で、短辺が14メートル、長辺が25メートルの7コースで、水深は90センチから110センチとなります。小プールもFRP製で、短辺が5メートル、長辺が10メートルで、水深は60センチから70センチです。プールサイドには足洗い場、洗体槽、シャワーを設置し、床面はプールサイド用ノンスリップ長尺塩ビシート張りとします。そして、プール付属棟には、男女各更衣室、男女用各便所、多目的便所、倉庫、機械室を設けます。また、防火水利としての取水口をプールの東側と西側に設けて、学校及び学校近隣での火災発生時への備えとしています。屋外付属棟には防災資材倉庫、多目的ブースを設けた男女各便所の103平米を補助対象事業とし、ほかに体育倉庫3室を設けます。以上が施設の概要です。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第49号、美咲野小学校2次造成1期工事について説明いたします。この工事は、本年度予定する美咲野小学校用地の2次造成工事で行う外溝や外柵、建物周りの舗装、屋外運動場、多目的広場のゾーンの整備のうち土工、排水溝及び屋外運動場と遊具の設置等について先行して整備を行うものです。なお、この工事については、平成23年度の繰越事業で屋外運動場整備として国の補助事業の認定を受けております。

説明資料の6から9ページをお願いします。今回の2次造成1期工事については、土工、法面工、側溝布設等の排水溝を用地全体について行います。舗装工については、コンクリート舗装、アスファルト舗装、インターロッキング工、点字ブロック設置を計画していますが、その下層路盤までを今回の工事で行います。

説明資料の7ページ、造成計画平面図、8ページ雨水排水計画及び9ページ舗装計画平面図をご参照ください。屋外運動場工は9千765平米で、200メートルトラック、100メートルセパレートコース、小学生用サッカーコート、小学生用ソフトボールを配置し、運動場南には高さ6メートルの防球ネットを設置します。舗装はクレーパー舗装で、下地盤を安定処理した後、路盤工を10センチし、その上に表層工として真砂土で10センチ舗装します。運動場の暗渠排水は、路床の下にポリエチレン製有孔管を採石で取り巻くように管線と支線を張り、排水能力を確保します。また、運動場の砂の飛散防止のため、散水線を屋外運動場に4カ所、多目的広場に4カ所設置しています。体育施設と遊具については、総合遊具のほか砂場、高鉄棒、低鉄棒、はんとら棒、うんてい、ブランコなど、効果的に配置して、子どもたちが安全に、かつ低学年から基礎体力の向上を図ることができるようにしています。電気工として防犯用に照明灯を運動場南側の旧電柱に400ワット5基と、用地西南側の広場に自立柱1基、運動場に時計台を1基設置します。なお、これから来年4月の開校までに複数の事業について数多くの施工業者が工事を行うこととなりますので、すべての関係者で工程等の調整を密に行いまして、全体の事業に支障がないよう努めていきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

議案第50号、美咲野小学校備品（家具類）購入について説明いたします。説明資料の10から12ページをお願いします。本件については、今後購入する教材備品や消耗品、図書室用書籍などの購入に先立ち、美咲野小学校校舎の職員室、図書室、教材室等における各部屋の収納用家具類を中心に

購入するための契約であります。なお、本年度美咲野小学校新設に伴う備品購入について、1品当たりの単価が3万円以上、小計で20万円以上のものについては、学校教育施設整備事業債の対象となります。今回の購入備品について、11ページと12ページに記載していますので、ご参照ください。主な内容としまして、職員室・事務室には事務用机と椅子、書庫、収納庫、校長室に両袖机と椅子、応接セット、ミーティングテーブル等。更衣室用ロッカー、保健室用収納庫、パソコン室にパソコン用ディスク及び椅子、ノートパソコン用保管庫等、図工室に作業台と椅子、音楽室、理科室、家庭科室に椅子、各特別教室の準備室に収納用家具類、図書室に書架及び閲覧テーブルを購入します。図書室の書架については、美咲野小学校が18学級とした場合、文部科学省が示す標準冊数は1万360冊であり、今回の書架から計算すると約1万5千冊程度収納できる計算です。そして、図書室内が見通しがよく視角ができないように、背の高い書架は壁際に配置し、中央には背の低い書架を配置するようにしています。家具全般の仕様について、商品の搬入、組み立てはもちろん、設置に関しては地震対策に適用した床及び壁への固定を行うこととしています。また、保証期間としては塗装の変色などの外観及び表面仕上げについて1年、引き出しや扉の開閉などの機構部と稼働部について2年、強度など構造体に係る部分について3年としています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

午前11時15分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 議案第49号関係でお尋ねしたいと思います。

今回のこの入札にあたりましては、参加業者が7業者出ておりますけれども、その中で2業者が無効ということになっておりますけれども、この2社の方々のそれぞれの入札資格というのをクリアされてきているんじゃないかなと思うんです。この方々たちがなぜ無効になったのか、その要因をお尋ねしたいと思います。

それから、2点目がこの全体の図面、造成図面の中で、国旗掲揚台ですね、これはちょっと設定してないようですから、どこに設置されるのか、予算をどう計上されていくのかということと、それから先般いろいろお願ひしとったんですけれども、多目的広場の近郊にトイレを設置していただきたいということを言っておりました。そのトイレの設置がどこにされるのか。そこもちょっとわかりませんのでお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 手嶋議員さんの49号関連のご質疑にお答えいたします。

まず、造成工事に関係しまして8社の入札参加者ということで、資格等については確認ができておりますけれども、その中で3社、辞退1件、無効2件ということでございます。まず、辞退の企業体につきましては、詳細についてはわかりかねますけれども、7月27日に都合により入札を辞退しますとの入札辞退届が提出されたことによるものでございます。それから、無効となりました2社でございますけれども、まず長田建設株式会社、有限会社岩下建設工事共同企業体につきましては、入札書とともに提出していただくことになっております工事費内訳書につきましては、費目、工事、種別、細目までを記載するようになっております。また数量も合わせて単価等も明らかにするようになっておりますけれども、この中で費目の金額を間違っただけのように記入されておまして、さらに種別などの欄に金額が記入されていないということで無効となっております。それから、株式会社荒牧組、有限会社鎌田建設工事共同企業体につきましては、同じく工事内訳書に記入すべき項目、処分費等でございますけれども、こちらの欄に記入されていない箇所があったということでございまして、以上の理由により無効となっているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

まず掲揚台でございますけれども、7ページの造成計画平面図の中の、ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、プールがありますけれども、そのプールの左側にナンバー9という数字があると思うんですけども、ナンバー9の下の方にですね、掲揚台ということでここに設置する予定でございます。それともう一つ、トイレの件なんですけれども、トイレの多目的広場にトイレをという話なんですけれども、今回、国の補助を受けましてですね、プールの外側に災害のときにプールをつくっております。このプールについては、当然外からできるということでございます。

それと、もう一つ、多目的広場の左側に学童保育施設を作る予定でございます。その学童保育施設にもトイレをつくりますのでですね、そちらのほうをご利用していただきたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 1点だけ、議案第50号、備品の購入ですけれども、入札の予定価格と契約金額、非常に近い、おそらく設計の段階で市価とか原価に対して何割安くしますよというような全体的な考慮とか、そういったことがあって、予定価格もそれを受けて予定価格を決定したというふうに私自身思っているんですけども、念のためにその辺の考慮して、その辺になったのかと。ご承知のように、物品・備品については、私たちが買うときに原価の7掛けとか、極端に言えば6掛けとか、そんな状況も多々あるわけですね。そういう考慮をして設計金額、予定価格の基本的なその資料として提出されたのかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、今回の備品につきましては定価の85%で積算をしております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 48号、49号、50号について質疑いたします。

説明資料を見てみますれば、施工実績に関する事項ということでいろいろ説明されました。例えば48号、49号の落札価格あたりを見まして、この施工実績に関する事項の中に48号は5千万円以上、過去10年以内にですね、そういった請負金額で工事した実績があると。49号につきましては6千万円という形になっておりますが、私はこういったところを常識的に考えたときに、例えば自分の家を1億円で建てますよといったときに、5千万円とか、4千万円とか6千万円とかの実績のあるところに頼むでしょうか。普通は、その予定価格以上の実績があるところに頼むのが常識じゃないでしょうか。ですから、5千万円以上の工事をされました。もちろんこの中には、1億円、2億円というような高額なものも含まれているとは思いますが、こういったところは非常に現実離れしているなというふうに思います。こういったところは条例あたりもかなり古くなったりとか、時代に合わないものがありますので、こういったところの事項が正しいかどうかですね、そういったところをちょっとどういう判断なのか、質疑をしたいと思います。今のものは、金額が小さければその施工能力について疑義が残るかなと思う部分であります。

次は、こういった48号、49号のように2社ですね、格付けAとBまたはCとかいう取り組みというものは非常に評価したいと思います。このB格付け、C格付けの企業がどんどん向上していただいて、Aクラスになるような努力をしていただきたいと思います。私はこの出資割合、町格付けというものを見まして、出資割合は7対3というふうになっております。しかしながら、この施工を行うときにですね、私は能力的なものとか、その内容を5対5になるんじゃないかなというふうに思います。内容も7対3でするのかなと。もし内容が5対5の形でやったならば、格付けのBとかCは格上げすべきではないかなと、ここは過去にも言ったことがありますので、そのための共同体だろうと思います。ですから、そういった今後の発展に及ぼすような、しいては町民の利益になるような競争入札にできたらなと思いますので、この点についても質疑をしたいと思います。

そしてまた50号についてであります。入札の結果、指名業者あたりを見てみますと、有限会社、株式会社、いろいろ出ておりますが、会社がどんな会社なのか、個人の商店なのか、わからない業者もおります。果たしてこういった法人のきちんとした形を取られてないような業者なのかどうかというこの指名業者選定ですね、この保証能力というものがこういった納入物に対してからは伴うと思います。そのときに、4千万円ほどのこういった額になりますと、とても小さい会社ではもしものことがあったときに、その保証の能力というものが果たしてあるのかなと。品物は非常に多うございます。ですので、やはりそういった保証能力というものは、実は会社が大きければ大きいほど製造元というものは、やはり力を入れてフォローアップするものです。小さい会社というものは、そういったときには、やはりなかなか大きい業者に勝てないというものがあります。幸いにして、今回は大津でも老舗の業者が落札しておりますので大丈夫かなと思う部分はありますが、この指名選定の方法についてですね、これは本当に適正な選定だったのかなということに疑義が残りますので質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、48号、49号関連で、まず施工実績等に伴う5千万円、6千万円と、そういったところでお尋ねでございますけれども、まず48号関連につきましては、施工実績という意味で、本来であればおっしゃるとおりに価格的にも同等の施工実績を条件としたいところではございましたけれども、国・県が発注する工事の減少、それから建設業者の受注機会維持、またそういった工事の規模の背景等によりまして、工事1件当たりの請負高も今回の物件と同等のものが影響しているということもございますけれども、いずれにしましても地場産業育成、それから技術力の向上の観点から、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領によりまして、今回48号につきましては5千万円以上の施工実績という形で取られていただきました。

それから造成関係のほうでございますけれども、こちらのほうは土木一式工事の施工実績が6千万円以上ということでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、本来であれば価格的にも同等の施工実績を条件というところで考えておりましたけれども、やはり同様な状況の中で、やはり地場産業育成、それから技術力向上という面から、さらに過去の実績から6千万円以上を施工実績という形で設定させていただきまして進めさせていただいたところでございます。

それから、出資の割合の件でございますけれども、これにつきましては共同企業体の事務取扱規程、またご説明申し上げましたように、建設省の共同企業運営準則によりまして、2社ないし3社という形での出資比率が設けてございます。最低限度の、最小限度の規準についてという形で2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上というふうな形で設定されておりますので、その割合につきましては今後検討していかなければならないということで考えております。

それから、50号関連の備品についてでございますけれども、これにつきましては説明の中で申し上げましたように、過去の実績、納品実績、指名実績等を勘案いたしまして、そのようなところで今回は事業者の決定をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 48号、49号につきましては、地場企業育成の観点というものは私もそれは大切なことだと思います。しかしながら負担するのは町民でありますから、町民にマイナスにならないようにきちんと石橋を叩いて渡っていただきたいと。入札参加資格あたりは時代に合ったものにしていただきたいと思います。

50号についてであります。実績等々を言われましたので、ということは、この有限会社や株式会社を社名に使ってないところも4千万円以上の実績があると理解してよろしいのでしょうか。それと、保証能力はきちんとあると理解してよろしいのでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第50号の備品関係でございますけれども、ただいまのご質疑の件でございますけれども、まずこの参加者名簿につきましては、指名業者関係での名簿に登録されたもの

の中から選定させていただいておりますけれども、ただいまの条件の勘案につきましては、指名実績、納品実績ということから指名させていただいておりますけれども、その価格につきましては、その辺のところは4千万円以上、4千万円以下のところもあるかと思います。ただ納品の実績につきましては確認をさせていただいているところでございます。保証能力も、当然備わっているということで確認をいたしております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。50号についてであります。保証能力というものは、もしそういった一商店か何か知りませんが、虚偽の報告やいろんなものがあつた場合にですね、そのときに、例えばその資本金をちゃんと持って、そういった弁償能力を持っているとか、内部留保が相当な額あるから、4千万円だろうが何だろうかというか、そういった保証能力は十分にありますよというものが無いと、もしものときがあつたときに、世の中いっぱいその人をだます人というものはあるんですね。ここの業者がだますわけではありませんけれども、そういったところをきちんと示するにはですね、やっぱり検査が必要だと私は申し上げているんです。今回はその業者ではなくきちんとした有限会社という形の、公に皆さんが知られているところが落札したわけでありまして、そういったところをきちんと調べて参加させないと、もしものときに負担をするのは町民なんですよ。ここの部分ですから、私がいつも言いたいのは。その選定のやり方が悪かつたといつて、もしものことがあつたならば、そのとき町長が、なら責任持つて弁償しますか。しないでしょ。そのときの弁償能力というのは、やはり業者に持たせるべきなんです。やっぱりそういったところを考へてしていただきたいと思いますが、その保証能力、弁償能力というものは事実確認はされたかどうか、最後に質疑いたしたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまご指摘いただきました入札参加者の保証能力等につきましては、当然おっしゃられますようにきちんとした保証能力がなければですね、何かありましたときに、やはり町民の負担になりますので、その辺は今回十分確認をさせていただいておりますし、今後さらにその辺につきましては徹底をして入札業務等に当たってまいりたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第48号、美咲野小学校プール・付属棟建設工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行ひます。議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 美咲野小学校2次造成1期工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、美咲野小学校備品（家具類）購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成24年第3回大津町議会臨時会を閉会します。

午前11時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年8月20日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 宇 野 光 廣

大津町議会議員 荒 木 俊 彦